

戦国大名上杉氏の上野国沼田城支配

——沼田在番衆を中心に——

栗原修

はじめに

上野国の本格的な戦国時代は、永禄三年山内上杉憲政を擁して関東に侵入した越後の長尾景虎が、上野国にて後北条氏と戦い、翌四年には小田原城を包囲し、相模国鶴岡八幡宮にて関東管領職と山内上杉氏を継承して上杉政虎と改名したことに始まる（更に翌五年には將軍足利義輝より一字を受け輝虎と改名する。以下、上杉輝虎とする）。以後、上杉輝虎は関東において後北条氏及びその同盟者甲斐武田氏と争うこととなり、越後から関東への出入り口として上野国は戦略的価値を一層増した。輝虎は上野の確保に努め、特に上野国の沼田城（沼田市）・厩橋城（前橋市）に家臣を置いて関東出陣の拠点となした。その後、厩橋城はその城将である北条氏の動向に応じて一時期上杉氏の支配下から離れたが、沼田城は輝虎の死去する天正六年まで一貫して上杉氏の支配下に置かれていた。

永禄三年から天正六年のいわゆる上杉氏時代の厩橋・沼田に関する研究についてみると、厩橋については今井善一郎氏⁽²⁾、阿部洋輔氏⁽³⁾、久保田順一氏⁽⁴⁾、『群馬県史』⁽⁵⁾などの蓄積がある。一方、沼田に関しては自治体史のみであり、近年刊行された『群馬県史』通史編3中世では上杉氏時代は取り上げておらず、わずかに『新潟県史』通史編2中世が沼田城に置かれた上杉氏の在番衆七名をあげている。沼田城は、越後国から上野国への出入り口として必ず通過しなければならない要地であり、ここを

敵に押さえられれば、関東支配を断念せざるを得ない。このような重要性を持つ当該時期の沼田城に対しても研究が進んでいな
いことは残念である。

このような研究状況を鑑み、戦国大名上杉氏による上野国沼田城支配について基礎的事実を明らかにすることを本稿の目的
として論述していきたい。

一 上杉氏の関東進出と沼田氏

天文二十一年一月、後北条氏の圧迫を受けた関東管領上杉憲政が輝虎を頼つて越後へ逃れた後、上野国は後北条氏の勢力下
に入った。そして沼田城には後北条氏の家臣である北条孫次郎らが置かれたことが『双林寺伝記』⁽⁷⁾ にみえる。近年、この北条
孫次郎は玉縄北条氏繁の弟氏秀であることが黒田基樹氏⁽⁸⁾ によって明らかにされている。後北条氏が沼田城に一門を置いたこと
は、沼田城の戦略的価値を後北条氏も重要視していたことがわかる。早晚侵攻してくるであろう越後勢をくいとめる前線基地
として確保しなければならなかつたのである。

上杉輝虎は永禄三年八月に関東に越山し、九月上旬には後北条氏の前線基地である沼田城を攻略している。この時白井城
(子持村) の長尾憲景・総社城(前橋市) の長尾顯景・箕輪城(箕郷町) の長野業政らは輝虎に服属、沼田城攻略に参加して
いる。その後、輝虎は翌四年には後北条氏の居城である小田原城を攻めている。

このような後北条氏一門の入城、そして越山してきた上杉氏によつて攻略されるという一連の事件の中で、沼田城にいたと
考えられる沼田氏はどうしていたのであらうか。当時の沼田氏の動向を知る手掛かりとなる史料がある。それは「関東幕注
文」⁽⁹⁾ と呼ばれるもので、上杉軍に従つた関東の諸将の名とその陣幕に描かれたであらう家紋とが記されたものである。ここに
沼田氏を筆頭に記した沼田衆の記載がみられるのである。次に「関東幕注文」から沼田衆のみをあげる。

〔史料1〕

沼田衆

沼田

三かしらのひたりともへ

小川

同もん 親類同

岡谷右馬亮

同紋

尻高左馬助

親類 同

発智形^(刑)部少輔

同紋

沼田藤三郎

親類 同紋

和田図書助

同

発智小四郎

同 親類 同

恩田孫五郎

親類 同

同与右兵衛尉

親類 同

久屋内^(近)近助

家風 ちかい鷹の羽

金子監持丞

家風 ますかたの内の月

松井大学助

家風 岩に松の紋

阿佐美小三良

同心 竹ニ団之文

沼田衆は右のように十四名で構成されており、また人名の下には陣幕の紋と沼田氏とどのような関係を持つのかについての記載がある。紋については小川から恩田与右兵衛尉までは沼田氏と同紋であり、沼田氏の親類であることがわかる。但し、和田と恩田孫五郎は「家風」と右肩に注記されており沼田氏による一門の家臣化が伺われる。次の久屋内^(近)近助・金子監持丞・松

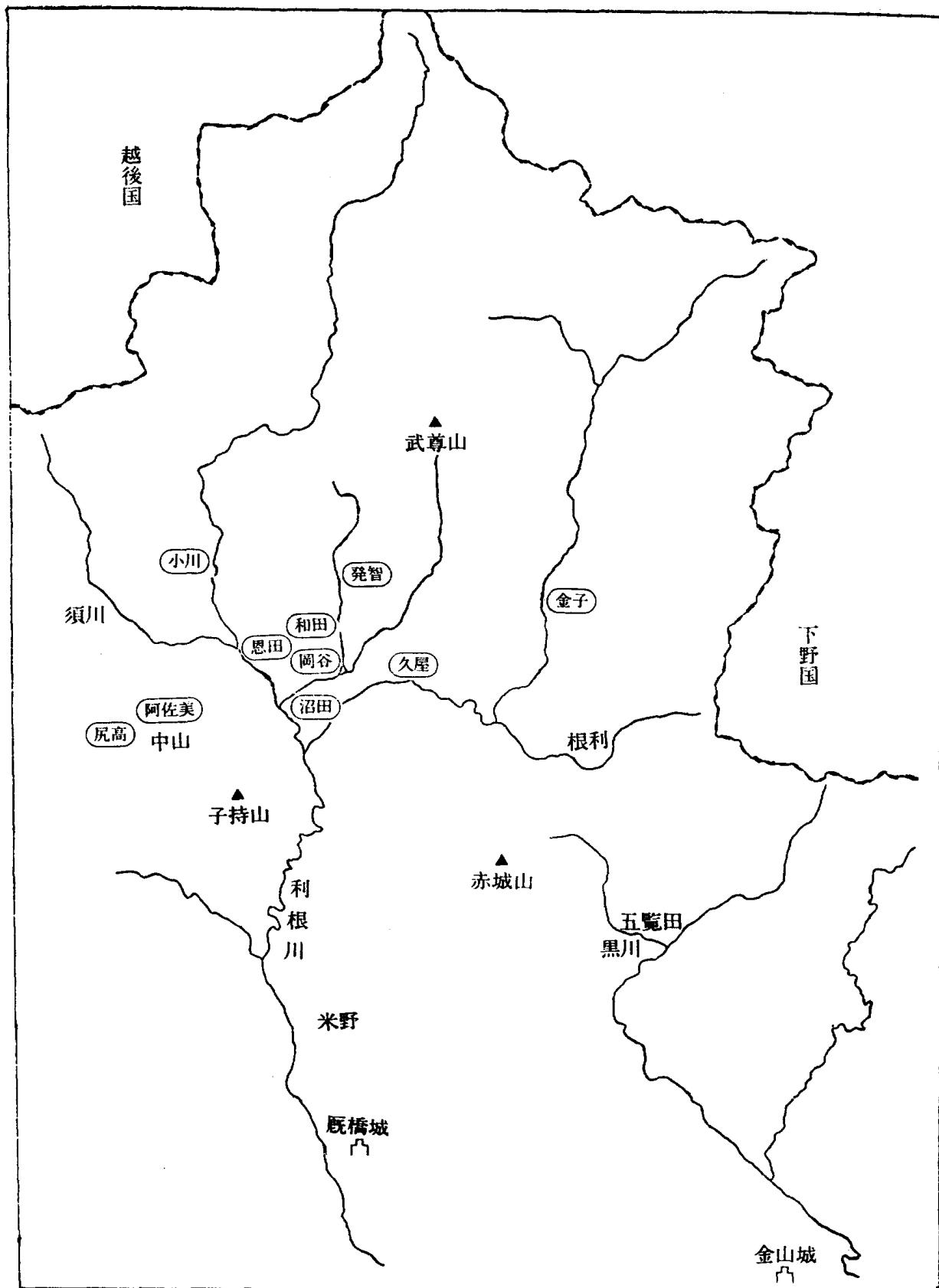


図1 上野国における沼田衆の分布と支配領域図

(注) 沼田は「関東幕注文」の沼田衆を指す。その他は、『加沢記』にみえる地を指す。

なお、沼田衆の分布については、『年表ぐんま』(上毛新聞社、1984年) を参考させていただいた。

井大学助・阿佐美小三良の四名はそれぞれ違う紋が書かれているので前の九名とは明らかに違う。しかも久屋・金子・松井の三名には家風と注記され、阿佐美には同心とあって区別されている。永禄四年頃の沼田衆は、沼田氏を中心として、親類、家風、同心という構造であったのである。

これらの沼田衆を地図に落としたものが図1である。更に近世初期に成立した『加沢記』⁽¹¹⁾の記事から弘治・天文年間の沼田顯泰の代にその支配が及んだと考えられる地を図1に重ねてみると、その支配領域は永禄四年時には縮小していることがわかる⁽¹²⁾。なかでも五覽田・黒川・深沢方面は、永禄十二年の越相同盟時に地侍の阿久沢氏が後北条氏に帰属していることや天正二年頃沼田衆と由良氏がこの地をめぐつて戦闘を行っていること⁽¹³⁾、また天正七年頃は沼田在番衆の河田重親が領有していたこと⁽¹⁴⁾から幾度か沼田領から離れたことがわかる。

おおよそ「関東幕注文」における沼田衆の分布している地域が永禄期の上杉支配下の沼田領であり、その後周辺地域が時に応じて沼田領に帰属したものと推定できる。

以上のように、上杉軍によつて沼田城を攻め落とされたにもかかわらず沼田氏及び沼田衆が健在であるという事実は、沼田氏は積極的な反抗をしないままに輝虎に降服してしまったことを示していよう。そのため沼田衆はその勢力を温存し、輝虎に従つて軍事行動をすることができたのである。

弘治から永禄年間の沼田氏の事蹟について『加沢記』によると、弘治年間に沼田城主である沼田顯泰が川場（川場村）に隠退し、顯泰の次男憲泰が家督を継ぎ（永禄八年まで記事がみえる）、その後三男朝憲が兄憲泰の跡を継いで沼田城主になつたという。くだつて永禄十二年正月に顯泰はこの朝憲を謀殺、末子景義に跡を継がせようとしたが、沼田衆や朝憲夫人の実家である厩橋北条氏によつて沼田領内から追われてしまつた（川場合戦と呼ばれている）。同十二年三月になつて城主不在となつた沼田城には輝虎の家臣である柴田右衛門尉が入城して沼田城代となつたという。

この『加沢記』の記事に従えば、「関東幕注文」に記載された沼田氏は憲泰を指すことになり、沼田氏は上杉氏に属しながら

らも永禄十二年まで沼田城に存在していたことになる。また、これをうけて『沼田町史』では、永禄十二年から天正六年までを「謙信の支配下に於ける沼田城代時代」と規定し、柴田右衛門尉を最初の沼田城代と位置付けている。しかしながら沼田氏に関する史料はごく少なく、この『加沢記』の記事に対する裏付けはいまのところできない。また最初の沼田城代とされる柴田右衛門尉に対しても検討する必要があろう。そこで沼田城に在番した上杉氏家臣を明らかにすることに絞って検討していくたいと思う。

二 永禄期の沼田在番衆

『新潟県史』は、沼田城に在番した上杉氏の家臣として、「沼田在番衆は永禄十二年の越相同盟交渉時に松本景繁・河田重親・上野家成の三人であったが、信玄の西上州への軍事行動に対応するため変動が大きく、永禄十年正月には松本・河田の他に小中家成、新発田忠敦、小国刑部少輔がおり、永禄八年七月から九年夏には河田長親が在番、新発田は永禄九年夏からの在番である」と、七名をあげている。⁽¹⁾ しかしそれぞれの在番期間は明確ではない。確かに『新潟県史』のいうごとく、沼田城は輝虎自身や援軍の駐留が頻繁なため、誰が在番していたかを確認するのは難しい。そこで、沼田領内に關係する内容を持ち、または沼田城に在番したと考えられる上杉家臣の史料を収集し（表1、表2を参照）、その宛所に注目して沼田城に在城した沼田在番衆の構成を明らかにしたい。

上杉氏及びその家臣が沼田領内に関わった初見史料が次の史料2である。

〔史料2⁽²⁾〕

為鹿野之村替地、禪昌寺領之内下大膳亮分并小尾三右衛門尉分可有知行者也、仍件、^(如脱力)

九月十四日

(河田)
長親(花押影)

発智右馬允殿
(長芳)

参

右は、長親が鹿野村の替地を禅昌寺領内から発智右馬允に宛行つたものである。鹿野村は現在の水上町鹿野沢と考えられ、沼田氏の一門小川氏の在所（月夜野町）から利根川に沿つて6キロメートル程北上したところに位置する。よつて沼田氏の勢力下にあつた沼田領とすることができよう。さてこの文書を発給した河田長親は「旗本之奉行」⁽¹⁹⁾と呼ばれ、輝虎の側近であつた。一方の発智長芳は越後国魚沼の国人であり、沼田氏の一門発智氏と同族である。どのような経緯で史料2が出されたのかは不明だが、長親が沼田領に何らかの関わりを持つていたことを示している。

河田長親は永禄三年の輝虎の越山に従い、翌四年に直江実綱とともに越後府中留守居である藏田五郎左衛門尉に府中の仕置を命じている。⁽²⁰⁾ 永禄五年正月六日付富岡重朝宛の輝虎判物写に「猶從河田所可申遣候」とあり、同五年五月三日に長親は越後国椿沢寺（新潟県見附市）に対し守護不入を安堵し⁽²¹⁾、⁽²²⁾ 永禄五年十一月二十七日付秋田実季宛河田長親書状に、「將亦関東為仕置、一昨々廿四出馬、今日廿七至当地柏崎ニ着陳候」とあって、長親は輝虎と共に十一月二十四日に春日山を出て、二十七日に柏崎に着いたことがわかることから、四月には越後へ帰国していたであろう。

この頃、長親は厩橋長野氏の居城であつた厩橋城を預けられたことが永禄十年付由良成繁事書案⁽²⁴⁾にみえる。同事書案には、その後厩橋城は北条高広⁽²⁵⁾に預けられたとある。永禄五年極月十六日付輝虎書状に、輝虎は同日に沼田城に着城したことを関東の味方中へ連絡するよう高広に命じ、詳細は長親より高広へ伝えさせていることから、高広は永禄五年十二月には厩橋城に在城していたことが確認できる。一方長親は同五年五月には既に越後にいることから⁽²⁶⁾、厩橋城における長親から高広への交替時期は永禄五年五月頃と考えられる。よつて長親は永禄五年五月以前は厩橋に在城していただことになる。

その後の河田長親の動向を追うと、永禄七年春に常陸国小田城城主小田氏治攻めに従軍し、二月五日に由良成繁・北条高広

とならんで常陸国千妙寺に制札を与⁽²⁷⁾え、四月八日には輝虎とともに沼田城に帰城している。⁽²⁸⁾七月二十九日付富岡重朝宛の輝虎書状⁽²⁹⁾によると、輝虎は転じて信濃国川中島に出陣しており、近日中には碓氷峠を越えて上野国に入ることを長親に伝えさせている。このことから長親は永禄七年四月に輝虎に従つて越後へ帰国、この七月末には川中島に従軍していることがわかる。

この輝虎の関東不在を狙つて後北条氏は六月に上杉方の下野国佐野城⁽³⁰⁾（栃木県佐野市）、七月に武藏国岩付城⁽³¹⁾（埼玉県岩槻市）などを攻撃している。その結果、佐野城主佐野昌綱は後北条氏に寝返り、また岩付城主太田資正は後北条氏に内通した息子氏資によって追放され、上杉勢力は大幅に後退している。一方武田氏も西上野へ出陣し、五月頃に倉賀野城を攻略している⁽³²⁾。

同七年十月に入ると輝虎は関東の味方中及び厩橋城の北条高広から越山の要請を受けるというかたちで、二十日過ぎに三国峠を越え沼田城に着城し、二十七日には佐野城を攻撃している。この時の越山に長親が同行していたかどうかが問題となるが、越山直前の十月五日付小山高朝宛の輝虎書状⁽³⁴⁾に「子細河田豊前守可申候」とあり、また越山後に越後にいる色部勝長に宛てた十月二十七日付輝虎書状⁽³⁵⁾写に「猶河田豊前守可申越候」とあって、長親は輝虎と行動をともにしていたことが伺われる。このように長親は輝虎の頻繁な越山に従い、沼田城に在番する状況にはなかつた。

永禄八年と比定される七月十七日付輝虎書状（表2－No.1、以下、アラビア数字でNo.のみ記す）によると、厩橋城の北条高広から後北条・武田が厩橋・沼田に攻撃を仕掛け、その大勢は沼田に向けられるであろうとの連絡が輝虎のもとにもたらされたため、輝虎は援軍のため長親に沼田城に移ることを命じている。書中に「其方事、方々人衆可引立ために差越申候ニ、申成可越之候」とみえるように、沼田を中心として関東における味方中をまとめる吸引剤となることを期待して長親を派遣したのである。なお長親はこの二ヶ月前にも沼田城へ移ることを命じられていたが、長尾伊勢守・栗林政頼・大井田藤七郎ら上田衆が在番する越後国坂戸城（新潟県六日町）の軍勢が沼田城の危急の際に援軍として控えていたために長親の沼田城派遣は見送られていた。⁽³⁶⁾

その後長親は永禄八年七月二十八日に北条高広とともに野田右馬助への奏者⁽³⁸⁾、翌九年二月は輝虎の下総方面への出兵にともない北条高広・直江景綱らと下総国法花寺へ制札を出し（表1—No.一、以下、漢数字でNo.のみ記す）、同九年三月には高広とともに相馬治胤への奏者⁽⁴⁰⁾となつている。長親の沼田城在番は同九年四月二十四日付輝虎書状写（No.2）によつて確認できる。書中には沼田城の備えが手薄なため桃井・堀江駿河守・新発田右衛門大夫らを沼田城に近い長井（新治村永井）へ張陣させていることが見える。

同九年秋、関東の味方中である宇都宮氏・皆川氏・由良氏らが後北条方へ寝返り⁽⁴¹⁾、九月二十九日には箕輪城主長野氏が武田氏に滅ぼされるという事態を迎えた。

同九年十月十三日付小中家成宛の輝虎書状（No.3）によると、小中は黒岩・名胡桃（月夜野町）の地下人を動員して両地を防備していることを山吉豊守を通じて輝虎に報告していること、沼田城では人質をとつてゐるので安心していると輝虎が小中に伝えていることなどから小中家成はこのとき沼田城に在番していたことは明らかである。さらに輝虎から新発田右衛門大夫・河田重親と仲違いをしないよういわれてゐるので、小中の同僚として新発田・河田らがいたことが知られ、河田長親は在番から外れている。なお新発田右衛門大夫は『加沢記』に登場する柴田右衛門尉に該当する人物と考えられ、前述したNo.2に長尾喜平次・堀江宗親らとともに援軍として差し向けられてゐる事から、そのまま沼田城にとどまつたのであろう。

永禄十年四月六日付の輝虎書状（No.4）によると河田重親の名は消え、かわりに松本景繁が登場してくる。書中には後北条氏に内通していた厩橋城の北条高広を攻撃せよとの指示がみえる。更に永禄十一年に比定⁽⁴²⁾される正月八日付輝虎書状（No.5）の宛所には、小中家成・新発田右衛門大夫・松本景繁らの三人の他に再び河田重親、そして小国刑部少輔の二人が加わつてゐる。輝虎は彼らに沼田領内の仕置を命じてゐることから、この五名が沼田城に在番してゐたことがわかる。同十一年十月十六日付輝虎書状（No.7）の宛所には、小国が外れでいるので沼田在番衆は松本・河田・小中・新発田ら四名になる。

以上のように、輝虎書状の宛所には複数の在番衆が記されるようになつたことから、永禄期の沼田城支配は永禄九年を境と

して支配体制の変更が行われたと認められよう。これは西上野における武田氏の攻勢が激しくなってきたことへの対応と考えられ、とくに箕輪落城と廻橋城将北条高広の離反が大きく影響していよう。

三 越相同盟交渉時の沼田在番衆

永禄十一年十二月甲斐の武田信玄が駿河に侵攻したことにより、駿河今川氏との盟約を重んじた後北条氏は武田氏と戦闘状態に入った。後北条氏は武田を牽制するべく上杉輝虎に講和を持ち掛けた。永禄十二年六月になつて上杉氏と後北条氏との間に越相同盟が結ばれ、東国の政治情勢は大きく転回することになった。

この越相同盟に関して岩沢愿彦氏は、後北条氏側の交渉ルートが「北条手筋」と「由良手筋」の2ルートあつたことを明らかにされた。⁽⁴⁴⁾ 「北条手筋」とは北条氏康・氏政・氏照—北条高広—直江景綱—輝虎という格式的なルート、「由良手筋」とは北条氏康・氏邦・遠山康光・同康英—由良成繁—沼田在番衆—山吉豊守—輝虎という実務的なルートであつたといふ。それぞれのルートがどのような要因で設定されたのかが問題になるが、氏照と北条高広、氏邦と由良成繁の各関係は後北条氏に対する奏者関係にあつた縁により設定されたと岩沢氏はいわれている。また上杉氏は山吉豊守を申次に定めて後北条氏からの意思を取り次がせたといわれている。ここでは岩沢氏の論稿に多くを学びながら、越相同盟時の沼田在番衆と彼らが果たした役割を考察し、上杉氏側の交渉ルートをもみていきたい。

永禄十二年正月二日付沼田在番衆宛の氏康書状写（No.10）によれば、氏康は「今度息氏邦、越相一和之儀申届候處、預懇切之回報、本望至極候」と氏邦が同盟交渉をもちかけたところ在番衆より色よい返事が得られたことを喜び、「然者任承三ヶ条之筋目、以証文可申届候、愚老当地在城之間、先令啓候、願者越御同意之様、各馳走所希候」と輝虎の同意が得られるよう在番衆に「馳走」を依頼している。このときの在番衆は松本景繁・河田重親・上野家成の三名となつており小中家成は在番から

外れている。⁽⁴⁵⁾

ここで上杉方から「三ヶ条」が提示され、その条件に従つて証文を後北条氏から差し出すとあるが、「三ヶ条」とは一体何であろうか。二月六日付で氏政が由良成繁に宛てた書状に「今度松石任条目之旨、以誓句越へ申越候」とあるように後北条氏の証文は在番衆の松本景繁から出された条件をもつて書かれたもので、「三ヶ条」とはこの景繁の条目を指すと考えられる。

この間の事情は二月十六日付の由良成繁書状⁽⁴⁷⁾にも次のように述べられている。

藤田新太郎方頻被相頼之間、不省憚倉内在城之旁迄、以愚札申届候處、内々被遂御披露候哉、自松石以条目承筋目、氏康父子江申聞候處、則任彼条目之旨、齎宝印誓詞、以使僧被進置候、始中終之子細、以上野式部少輔・心月斎、松石・上中・河伯へ申述候間、

とあつて、北条氏邦からの申し入れは由良成繁を仲介として沼田在番衆へ伝えられたことがわかり、その結果松本景繁からその条件が提示されたのであつた。

証文については、既に二月二日付（No.11）で氏康の申次である遠山康英が在番衆に対し、「此度以使僧、氏康父子証文可被進置由候事」と氏康父子の証文を携えた使僧の天用院が越後へ向う事を伝えていた。更に二月六日付（No.12）で氏康は松本景繁に対し、

就越相和融、度々新太郎申届處、預御入魂、御真実本望至極候、依之此度氏政齎宝印、以誓詞申候、越府御同心候様、可有御調候、甲相弓矢之様子、兩人之檢使見届間、不及委細候、行等之儀、天用院口上申含候、同者有御同道、於越府御指南頼入計候、

と、氏邦の申し入れに対する景繁の「入魂」に感謝し、氏政の誓詞を持つ天用院の越後行きに付き添つて「指南」してくれること景繁に依頼している。当然この氏政の誓詞とは先の同日付の氏政書状に見えるものである。ここに至つて沼田在番衆の一人松本景繁は「由良手筋」における具体的な同盟交渉の橋渡し役となつたのである。

同十二年二月二十九日付氏康書状（No.15）に「善徳寺・天用院越進処、御入魂之由、本望候、殊越へ参符之儀、餘寒雪風之時節難叶付而、松石越山之由候、乍御大儀、令満足候」とみえ、氏康は、松本景繁が後北条氏の使僧天用院と今川氏の使僧善徳寺の越後行きの前準備として越後へ越山することを知つて喜んだ。そして天用院ら使僧たちは沼田城に止められていることが、三月三日付の柿崎景家宛氏康書状⁽⁴⁸⁾に「去頃善徳寺茄首并以天用院申届処、沼田地ニ被相押、松石越山之由候」とみえる。三月三日付の在番衆宛氏康書状（No.16）の宛所に河田・上野の他に松本の名が見えるが、三月七日付の在番衆宛氏政書状（No.17）にはその宛所に松本の名は無く、「松石者越符⁽⁴⁹⁾へ被打越由候間、不及一輸候」とあつて松本は今だに越後にいた。松本の沼田帰城は、三月二十七日付の山吉豊守宛在番衆連署書状（No.四）に「今度松石帰宅、御諱之透、則御両僧江申渡、昨日廿六被罷立候」とあるので、三月二十六日以前には松本が帰城していたことがわかり、松本の指図に従つて天用院らは二十六日に沼田城を出立し越後へ向かつた。

また、沼田在番衆は上野国金山城（太田市）まで來ている後北条氏の使者遠山康光・併和康忠らと四月末頃對談したことが、四月二十七日付の氏康書状⁽⁴⁹⁾に「今度於半途、越相之使者對談、蒙仰筋目、任其意候、但國々立分之儀ニ付而、聊侘言候」とみえ、松本が越後より持ち帰つた新たな同盟条件としての領土分割案を提示された氏康はこれに難色を示した。その分割案は四月頃と思われる氏康条書⁽⁵⁰⁾に「今度松石対遠山左衛門尉・併和、六ヶ所被書立」とあるのがそれであり、氏康は同書で「彼六ヶ所者武州之内ニ候、於豆相武三ヶ國者、不限代以戰功相拘候條、被聞召分可為本望事」と、提示された「六ヶ所」は武藏国内であり代々切り取つてきた地であるから上杉氏の割譲要求には応じられないと反論した。

しかしながら輝虎の早期の越山を求める後北条氏は、五月七日付氏照書状⁽⁵¹⁾に「山王山人衆可被引由、從越府御内儀之段、遠左・併刑所へ之沼田衆一札、氏康父子披見、御一和之上、対關宿可被殘遺恨候哉、則破却、人衆可引取候旨被申付候」とあるように、輝虎の要求をいれて上杉方である築田氏が守る下総国関宿城への攻撃を中止し、その攻城拠点である山王山砦を破却することとした。輝虎の要求は直接的には「沼田衆任内儀、山王山可令破却之段」と沼田在番衆から提示されたものであった。

閏五月四日付の松本景繁宛遠山康光書状写（No.20）によれば「天用院御同道御参府、御太儀存候」と、松本は天用院に付き添い越後府中にいることがわかる。同日付の景繁宛氏康書状写（No.19）には

従氏真越府江以使僧被申届候、懸川出城様子、就中一度本意之儀、畢竟其国被憑入由、此筋目候、宜様御馳走肝要候、委細東泉院可有口上候、隨而天用院帰路遅々、無心元候、氏政于今豆州ニ立馬候、成御行之是非待入計候、⁽⁵⁴⁾とあり、遅々として進まぬ同盟交渉に今川氏真より新たな使僧（富士別当東泉院）が越後に派遣され、氏康は景繁に対して交渉の進展と輝虎越山の実現への駆走を依頼している。このように松本景繁は同盟締結の早期実現への鍵を握る人物の一人と後北条氏側から認識されているのである。

沼田在番衆は越相交渉において同盟における諸条件の伝達、後北条氏の使者の越後への案内など具体的な実務をこなしており、後北条氏側の遠山康光や併和康忠らと同様な存在とすることができよう。十二年当時の沼田領は後北条領国との接点であり上杉氏の最前線の役を担っていた。また遠山康光らが滯在していた金山城の属する由良領は沼田領と接しており、かつその領主由良成繁が後北条方であったことから、由良領は後北条領国の最前線とすることができる。この地理的条件が沼田領と由良領との間に「由良手筋」が設定された要因の一つと考えられよう。実際に同盟条件の伝達は、沼田在番衆と由良氏の金山城にいた遠山康光らとの間で行われているのは検討してきた通りである。⁽⁵⁵⁾ここで由良氏が遠山康光らと同様な役割を担うことができなかつたという疑問は、後北条氏と由良氏との関係を考察しなければならず後考をまちたい。また沼田領に対して由良領と同様な地理的条件にある厩橋領が後北条氏の使者派遣の地として選択されなかつたのは様々な要因が考えられるが、沼田城と厩橋城との通行が武田氏によつて遮断される危険性を考慮したためと思われる。以上から「由良手筋」は上杉氏及び後北条氏によって越相同盟交渉における実務的ルートと認識されたのである。

さて同盟の方は、後北条氏の使者天用院らが閏五月下旬頃に輝虎の誓詞を持ち帰つたことにより、北条氏康・氏政父子は上杉氏の使者広泰寺昌派・進藤家清らに誓詞を与える⁽⁵⁶⁾、ここにようやく越相同盟は成立したのである。同盟成立後の越相間の交渉

は輝虎の越山が重要なポイントとなり、ここにはもはや沼田在番衆の活躍の場はなく、もっぱら上杉輝虎の申次である山吉豊守が前面に出てくる。

四 越相同盟交渉における上杉氏の手筋について

「由良手筋」として沼田在番衆—山吉豊守—輝虎というルートが指摘されているが、在番衆と山吉との関係はいかなるものであったのであらうか。この点を考える上で一つの手掛かりになる史料を次にあげる。

〔史料3〕(No.六)

御両衆御切書披見、驚入候、既御当地之事、山吉殿御奏者ニ憑入候上、当春本庄於御陣中、以神血申合候上者、尚以無如在候、若御取次の方添状式者、それくニ被仰出候間、如何一円ニ山吉殿へ不申候事者無之候歟、参府申上者、以面上可申談候、先々申達候、恐々謹言、

無追啓候、以上

(永禄十二年)
六月廿五日

直大

河豊

参御報

松石

景繁(花押)

この文書を読み下してみると、「御両人からの書状を見て驚いています。既に沼田の事は山吉殿に御奏者となるよう頼んでいる上に、当春の本庄在陣中に（山吉殿のことを）申し合わせてから一層の疎略はありません。もし（この書状が）御取次ぎの方の添状であれば（謙信公が）各々におっしゃって、どうしてまったく山吉殿におっしゃらないことがあるでしようか。

府中に参上して対面の上申し上げます。まず（このことを）申しておきます」となるであろうか。

この文書が永禄十二年に比定されている根拠について、『新潟県史』は「本庄在陣のことによる」とし、『群馬県史』もこれに準拠していると思われる。永禄十一年から武田信玄の調略に応じた北越後の国人本庄繁長が輝虎に対する反乱を起こしており、輝虎は十一月から十二年三月まで本庄城（新潟県村上市）を包囲している。「当春本庄於御陣中」とはこのことを指していると考えられるため、永禄十二年に比定するのは妥当である。永禄十二年には越相同盟の交渉が行われており、この文書によって沼田在番衆と山吉豊守との関係が輝虎に対する奏者関係にあつたことが明らかとなる。このことから、同盟交渉時ににおける「由良手筋」の沼田在番衆—山吉豊守のルートは輝虎に対する奏者関係によつたものとすることができる。後北条氏側のルートである氏照—北条高広、及び氏邦—由良成繁のそれぞれの関係が氏康に対する奏者関係であることに上杉氏側のルートも対応していたのである。直江景綱・河田長親から書状を受けとつたことに松本は驚いており、沼田在番衆が山吉を奏者としていることから、ルートを外れた行為がここで問題となつてている。直江らからの書状は不明であるが、その内容いかんに関わらず直江から在番衆へ伝達される事はあつてはならないことなのだろう。

山吉豊守が永禄十二年当時沼田領に関する奏者であったことは明らかになつたが、これ以前に山吉と沼田領には何のつながりもなかつたのであらうか。永禄九年と比定できる十月十三日付の小中家成宛輝虎書状（No.3）によれば、「黒岩・なくるみ之地下人相調、両地堅固之由、孫次郎方迄申越候」とあって、沼田城に在番していた小中家成から沼田領内における状況報告が孫次郎—山吉豊守に伝達されていることがわかり、既に永禄九段階で山吉は沼田領に関する奏者の役割を果たしていたことが明らかとなる。この事実が前掲の景繁書状にみえる「既御当地之事、山吉殿御奏者ニ憑入候」と表現されているのである。そして沼田領では在番衆の構成が変わつても山吉が奏者であることから、上杉氏による沼田城（領）の支配体制は輝虎—山吉豊守—沼田在番衆という構造をなしていたとることができよう。

永禄九年当時、沼田城には小中・新発田右衛門大夫・河田重親らの複数が在番しており、それ以前は河田長親が在番してい

たことは前述した通りである。河田長親は、永禄五年から廻橋城に置かれている北条高広とともに上杉氏による上野国支配の押さえとなり、上杉氏と関東諸将との奏者に位置し、山吉豊守や直江景綱らと並ぶ人物であった。これらのことから永禄九年段階で沼田城及び沼田領支配は輝虎—河田長親という体制から、輝虎—山吉豊守—沼田在番衆という体制に変更された事が指摘できよう。そしてこの支配体制が永禄十二年における越同盟交渉の上杉氏の外交体制として活用されたのであり、岩沢氏の後北条氏における外交体制は支配体制と同質であるとの指摘は、上杉氏においても納得できるのである。

越同盟交渉に活躍した松本景繁・河田重親・上野家成の三名は、「沼田御在城衆」(No.11)・「沼田三人衆」などと後北条氏側からも上杉氏の交渉窓口として認識されており、上杉氏の外交体制の一翼を担つたのである。⁽⁵⁷⁾

五 越同盟破綻後の沼田在番衆

越同盟を推進していた北条氏康が元亀二年十月に死去すると、氏政は十二月に武田氏と同盟を成立させた。ここに上杉氏と後北条氏との争乱が再開されることとなつた。元亀元年末から謙信を称するようになつた輝虎は元亀二年五月二十日付の書状(No.25)で、武田・後北条の動向を探索し報告するように河田重親に命じている。書中には「又其許より目付を指越、敵之様躰正説聞届注進専一候、不限其方に其地之城衆手寄々に目付を指越々々、敵之模様実所聞届、可注進候由可申候」とみえ、重親だけでなく沼田城にいるその他の「城衆」にも目付を使った探索を命じるよう重親に指示している。また同じく関東の情勢を伝えるよう重親に命じている翌元亀三年三月二十四日付の謙信書状(No.28)には、「其方計者大儀候間、飛脚番帳を越候、此番帳ニ而飛脚可申付候」とあり、重親ばかりでは大変なので飛脚番帳をつかわすからこの番帳に従つて飛脚を申付け報告をするようにと命じている。このように、輝虎の指示はまず河田重親に伝えられ、さらに重親を通じて他の沼田城にいる「城衆」に伝えられている。このことから、重親は在番衆の筆頭として輝虎の指示を執行していたことが伺えよう。

天正六年三月十三日の輝虎の死により越後では輝虎の二人の養子（景虎・景勝）の間で御館の乱と呼ばれる内乱が起き、沼田在番衆も景虎派、景勝派に分裂してしまう。同六年六月に景虎派の河田重親は沼田城に籠城した上野家成を攻めている。⁽⁵⁸⁾ 沼田城から逃れた家成⁽⁶⁰⁾は、六月二十八日付及び七月三日付で（No.九、十）、籠城戦で忠信を尽くした片野善介に感状を出すなど、沼田城奪回を志していたが成功はしなかつたようである。

越相同盟からこの御館の乱までの在番衆の動向に関する史料は少ないが、河田重親と上野家成がそのまま沼田城に在番していたものと考えられる。以上から明らかにした沼田在番衆の氏名とその在番時期をまとめたものが表3である。

表1 沼田在番衆発給文書目録⁽⁶¹⁾

No.	年	月	日	署	判	宛	所	文書名	出典
一	永禄9・2			丹後守（花押）（北条高広） 大和守（花押）（直江景綱） 豊前守（花押）（河田長親）	（法花寺）		本土寺文書	『群』二三〇六	
二	（永禄12）	2・18		家成 居判					
三	（永禄12）	3・15		豊守（山吉） 重親（河田） 松石景繁（花押） 上中家成（花押） 河伯重親（花押） 河伯重親（花押）	河田豊前守 進隼（進藤家清） 「謙信公御書」九 「謙信公御代御書集」八 『群』二四六七 上杉家文書 『群』二四六二				
四	（永禄12）	3・27							
五	（永禄12）	閏5・6							
				石州（松本景繁）					
				志賀慎太郎氏所蔵文書					
				『群』二四八四					

年	月	日	No.	署	判	宛	所	文書名	出典	六
5 (永祿11)	4 1	3 (永祿10)	2 (永祿9)	1 (永祿8)	輝虎 (花押)	輝虎 (花押影)	輝虎 (花押)	輝虎 (花押)	河田豊前守 (長親)	(永祿12) 〔群〕二五〇三
1 8	6 13	10 24	4 6	7 17					河豊 (河田長親)	上杉家文書
									直大 (直江景綱)	「歴代古案」
									修理亮	『群』二五三七
									山吉	『群』二五七二
									片野善介	高瀬采女丞
									形野文書	高草木文書
									片野文書	新居文書
									新居主税介	『群』二九三九
										『群』一四二八

表2 沼田在番衆受給文書目録⁽⁶²⁾

*出典の略について、『群』は『群馬県史』資料編7、『埼』は『埼玉県史』資料編6の文書番号を表す。

12	11	10	9	8	7	6
(永祿12)	(永祿12)	(永祿12)	(永祿11)	(永祿11)	(永祿11)	(永祿11)
2 6	2 2	1 2	12 28	12 24	10 16	3 17
氏康	遠山新四郎康英(花押)	左京大夫氏康	由良成重	北条下総守高定(花押)	專柳斎秀仙(花押)	輝虎
松本石見守	河田伯耆守	小大	河伯	新発田右衛門大夫	河田伯耆守	旱虎
上野中務少	河田伯耆守	松石	松石	伊佐早文書	松本石見守	河田伯耆守(重親)
河田伯耆守	上杉家文書	「歴代古案」一	「群」二四二七	「越」四一六七四	小中大藏少輔	小中大藏少輔
上野中務少輔	『群』二四三六	『群』二四三〇	『群』二四三二	「歴代古案」一	新発田右衛門大夫	小国刑部少輔
松本石見守	『群』二四三五	『群』二四三一	『群』二四三三	『群』二四三四	小中大藏少輔	河田伯耆守(重親)
『群』二四四〇	『群』二四三六	『群』二四三五	『群』二四三一	『群』二四三四	新発田右衛門大夫	小国刑部少輔

（永祿12）

2 · 7

新田（由良成繁）

「歴代古案」一

『群』二四四一

（永祿12）

2 · 21

信濃守成繁（花押）

「讀史堂古文書

本石

河伯

『群』二四四六

（永祿12）

2 · 29

氏康（花押）

上杉家文書

松石

『群』二四四八

（永祿12）
（永祿12）

3 · 3

氏康

「歴代古案」三

河田伯耆守

『群』二四四九

（永祿12）

3 · 7

氏政（花押）

上野中務少輔

『群』二四五七

（永祿12）

3 · 4

氏康（花押）

河田伯耆守

上杉家文書

『群』二四五九

（永祿12）

4 · 27

氏康（花押）

上野中務少輔

上杉家文書

『群』二四五七

（永祿12）

5 · 4

閔五
遠左康光

河田伯耆守

「歴代古案」三

『群』二四五八

（永祿12）

4 · 16

信濃守成繁（花押影）

上中

「歴代古案」六

『群』二五一二

松石

上杉家文書

（永祿12）

7 · 16

氏照（花押）

河田伯耆守

『群』二四五〇

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
(天正6)	(天正6)	(天正6)	(天正6)	天正5	(天正5)	(元龜3)	(元龜3)	(元龜3)	(元龜2)	(元龜3)	(永祿13)	(永祿12)	(永祿12)	(永祿12)
10	10	6	5	·	12	3	10	8	8	3	5	3	12	12
10	10	11	7	·	23	29	18	18	4	24	20	8	15	6

景虎	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田（重親）	上中	信濃守成繁
黒印	景虎（花押）	重治（花押影）	（北条）	謙信	謙信	謙信（花押影）	謙信（花押）	謙信	謙信	謙信	（氏康）	泰朝（朝比奈）	北条丹後守高広	

河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田伯耆守	河田（重親）	河伯	上中	「歴代古案」六
河田安芸守（高広）	上野中務丞	上野中務丞	河田伯耆守	河田（重親）	河伯	上中	「歴代古案」六							
河田伯耆守	五畿屋文書	「上杉文書」六	「上杉文書」六	秋田藩家藏文書	『群』二九〇六	『群』二八六六	『群』二七八一	『新』二八三四	『群』二七一八	『群』二八六六	『群』二五八五	「謙信公御代御書集」九	「歴代古案」三	「群」二五四三
河田伯耆守	『戦』四三七九	『戦』一九九七	『戦』四三七九	『戦』四三七九	『戦』一九九七	『群』二八八七	『群』二七八一	『新』二八三四	『群』二七一八	『群』二八六六	『群』二五八五	「謙信公御代御書集」九	「歴代古案」三	「群」二五四三

「上杉文書」六	秋田藩家藏文書	『群』二九〇六	『群』二八六六	『群』二七八一	『新』二八三四	『群』二七一八	『群』二八六六	『群』二九〇六	『群』二九〇六	『群』二九〇六	『群』二五八五	「謙信公御代御書集」九	「歴代古案」三	「群」二五四三
『戦』四三七九	『戦』一九九七	『群』二八八七	『群』二七八一	『新』二八三四	『群』二七一八	『群』二八六六	『群』二九〇六	『群』二九〇六	『群』二九〇六	『群』二九〇六	『群』二五八五	「謙信公御代御書集」九	「歴代古案」三	「群」二五四三

『戦』四三七九	『群』二九〇六													
『戦』四三七九	『群』二九〇六													

(天正6)	38	10	10	10	10	10
(天正6)	39	10	10	10	10	10
(天正6)	40	10	10	10	10	10
(天正6)	41	10	10	10	10	10
(天正6)	42	10	10	10	10	10
(天正6)	43	10	10	10	10	10
(年未詳)	44	10	10	10	10	10

景虎 黒印	河田伯耆守
景虎 (花押影)	(河田伯耆守々)
景勝	「歴代古案」一
景虎	「別本歴代古案」十六
氏政 黒判	「上杉文書」六
氏政 黒判	「上杉文書」六
謙信	「歴代古案」一

※出典の略について、「群」は『群馬県史』資料編7の文書番号、「戦」は『戦国遺文』後北条氏編の文書番号、「越」は『越佐史稿』の卷中一頁、「端」は『端玉原史』資料編6の文書番号、「新」は『新潟県史』資料編5の文書番号を表す。

表3 沼田在番衆と在番期間

年月日 文書	年月日 文書											
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
氏名												
河田長親	7	1	10	4	13	10/12						
小山家成												
新発田吉輔・太夫												
河田義親												
松本景繁												
小西利輔・少輔												
上野家成												
	123	7	112									

(註) ● 発給文書、▲ 受給文書、△ 受給文書の内容から推定、□ その他、印の上付数字は月を示す。
なお印と文書点数とは一致していない。

おわりに

以上、粗雑ながら上野国沼田城に在番した上杉氏家臣と越相同盟において在番衆が果たした役割、及び上杉氏による沼田城支配体制について基礎的な考察を行つてきた。

沼田城は永禄三年から天正六年の御館の乱まで上杉氏の支配下にあつた。本論で考察してきたように、沼田城支配における在番衆の構成は、永禄九年、永禄十二年、元亀二年のそれぞれの政治状況に応じて劃期が認められる。

ただし永禄十二年まで沼田に在城していたといわれる沼田氏の問題もあるので、上杉氏の沼田城支配体制については一層の検討を要する。また在番衆以外の上杉家臣や、沼田領の在地構造及び上杉氏の沼田領支配については今後の課題としたい。

上杉輝虎は本稿で取り上げた上野国沼田城の他、下野国佐野城、越中国魚津城、能登国七尾城など各地の主要な城に家臣を置いて領国支配の要としている。今後これらの個別事例を比較検討し、その結果として上杉氏の領国支配体制を考察していく必要があると考へる。

- 註(1) 鹿橋北条氏は永禄九年頃後北条氏に属し、永禄十二年の越相同盟後上杉氏に帰参している（「諸家古案」、『群馬県史』資料編7中世3文書番号二四七二号（以下、『群』二四七二のように略す）。
- (2) 「初期の前橋城主について」（『群馬文化』七八・七九、一九六五年）。
- (3) 「鹿橋城将北条氏文書理解のためにー新出江口氏所蔵文書の紹介をかねてー」（『群馬県史研究』二二、一九八五年）。
- (4) 「越後北条氏の鹿橋支配」（『群馬文化』二〇六、一九八六年）。
- (5) 『群馬県史』通史編3中世、第六章第一節5、久保田順一氏執筆。
- (6) 『沼田町史』（利根郡沼田町、一九五二年）、『片品村史』（利根郡片品村、一九六三年）、『利根村誌』（利根郡利根村、一九七三年）などがある。
- (7) 『群』二〇八七。
- (8) 「玉繩北条氏に関する一考察ー族縁関係を中心としてー」（『鎌倉』六二、一九九〇年）。

(9) 永禄三年十月二日付正木時茂書状写（「歴代古案」三、『群』二一〇四）。

上杉家文書、『群』二一二二。

(10) 『群馬県史料集』第三巻戦記編 I（群馬県文化事業振興会、一九六六年）に所収。

(11) 四一頁。

(12) 五覽田辺り（黒保根村）の地侍阿久沢氏は「関東幕注文」では桐生衆に属している。
阿久沢文書、『群』二四六一。

(13) 「集古文書」、『群』二七八三・由良文書、『群』二七八四など。

(14) 「集古文書」、『群』二九五八。

(15) 第4章第1節。

(16) 発智文書、『群』二二〇〇。

(17) 永禄七年二月九日付由良成繁判物（長林寺文書、『群』二二二四）。

(18) 永禄四年四月二十七日付河田・直江連署書状（藏田文書、『群』二一三九）。

(19) 富岡家古文書、『群』二一五六。

(20) 椿沢寺文書、『新潟県史』資料編5中世三文書番号二七一四号（以下、『新三』二七一四のように略す）。

(21) 音喜多勝氏所蔵文書、『新三』三一八〇。

(22) 由良文書、『群』二四〇八。

(23) 「歴代古案」五、『群』二一七九。

(24) 前掲註（22）。

(25) 千妙寺文書、『群』二二二一～二二二三。

(26) 永禄七年四月八日付輝虎書状（楳井文書、『群』二二三九）。

(27) 富岡家古文書、『群』二二五五。

(28) 小曾戸文書、『新三』三七七四・岡田紅陽氏所蔵文書、『新三』三八六一・山崎常盤氏所蔵文書、『新三』四一九〇・京都大学所蔵文

(29) 書、『新三』四二一九など。

(30) 富岡家古文書、『群』二二四六。

(31) 前掲註（29）。

(32) 富田文書、『群』二二四六。

(33) 永禄七年十月十六日付輝虎書状写（富岡家古文書、『群』二二六三）。

(34) 渋江文書、『新三』三二一六五。

(35) 「古案記録草案」、『新潟県史』資料編4中世二文書番号二〇四三号（以下、『新二』二〇四三のように略す）。

(36) 永禄八年五月二十二日付輝虎書状写（「歴代古案」一、『群』二二一八一）。

(37) 永禄八年七月十九日付輝虎書状（志賀慎太郎氏所蔵文書、『群』二二一八八）。

(38) 野田家文書、『群』二二一九一。

(39) 「諸州古文書」、『戦国遺文』後北条氏編文書番号九三九号（以下『戦』九三九のように略す）・原文書、『戦』九四〇・東京国立博物館所蔵文書、『戦』九四三・『相州文書』、『戦』九四四。

(40) 江口正紀氏所蔵北条文書、『群』二三〇七。

(41) 永禄九年閏八月二十五日付北条氏照書状（三浦文書、『群』二三二一一）。

(42) 長年寺文書、『群』二三四四。

(43) この文書の年次比定について、『新潟県史』は『越佐史料』に従つて永禄八年と推定し、『群馬県史』では同十一年としており混乱がみられる。文書中の「又者今度自佐野石連残置候者共も、城外ニ在宿由其聞候」や「旧冬佐城を打明候さへ、無念ニ候處」より、佐野城の支配をあきらめ佐野に在番していた家臣を引き上げたのが永禄十年十一月なので（永禄十年十二月二日付輝虎書状写、『歴代古案』三、『群』二四〇四、また池上裕子氏「上杉輝虎の佐野支配をめぐって」『戦国史研究』一六、一九八八年を参照）、「旧冬」に注目して永禄十一年と比定したい。また「豊前守相抱候時」から、八年とすると豊前守・河田長親が沼田城に在番していた時期にあたり、この過去形の表現はおかしくなる。また長親の沼田城在番を傍証する史料にもなる。

(44) 「越相一和についてー『手筋』の意義をめぐつてー」（『郷土神奈川』一四、一九八四年）。

(45) 在番衆の構成メンバーが越相同盟を境にして変化することは（小中家成から上野家成へ）、後北条氏との外交交渉を行ううえで外交体制を整えるためではなかつたのではないかと考えられる。

(46) 上杉家文書、『群』二四三九。

(47) 志賀慎太郎所蔵文書、『群』二四四五。

(48) 「歴代古案」一、『群』二四五二。

(49) 上杉家文書、『群』二四七三。

(50) 伊佐早文書、『群』二四七七。

(51) 「歴代古案」二、『群』二四七八。

(52) 永禄十二年閏五月七日付氏照書状（上杉家文書、『群』二四八六）。

(53) 由良氏については、高橋浩昭氏「上野国由良氏の権力構造」(『日本史学集録』五、一九八七年)、同氏「戦国期上野国由良氏の存在形態」(『群馬県史研究』三三、一九九一年)、『新田町誌』第一巻通史編(新田郡新田町、一九九〇年)などがある。

(54) 永禄十二年六月十一日付氏邦書状写(『謙信公御代御書集』十、『戦』一二六二)。

(55) 永禄十二年六月九日付氏照書状写(『謙信公御代御書集』十、『戦』一二五六)。

(56) 永禄十二年三月三日付氏康書状写(『謙信公御代御書集』九、『戦』一一七一)。

(57) また松本に関しては次のような史料がある(古書展目録、『群』二五六六)。
妹尾三河守ニ沼田之仕置相任、松本石見守一跡悉出置候条、并次男新二郎・三河守弟又右衛門尉彼等仁茂、於越後国・沼田、千貫之所可出置候、連々引立可任一義之由、急度可□□□候、以上、

□月一日

輝虎(花押)

山吉孫次郎殿

右の文書は妹尾三河守に沼田城の「仕置」を任せ、松本景繁の一跡を宛行い、三河守の次男や弟にも越後及び沼田領内から知行を与えることを側近の山吉豊守に命じているものである。『群馬県史』では永禄十二年と推定している。その根拠はわからないが、「松本石見守一跡」がその手掛かりになると思われる。「一跡」とは闕所地のことであるが、そうなると松本景繁が死亡したことにより沼田領内の景繁の知行地が妹尾氏に与えられたのであらうか(1)。それとも単に景繁が沼田城在番から外されて沼田領における知行地を取り上げられたのであらうか(2)。松本景繁の存在は永禄十二年十二月十五日付朝比奈泰朝書状写(No.25)によって河田・上野らと沼田城に在番していることが確認でき、翌十三年正月二十日付の景繁書状(No.7)でその存在はしられる。また、松本は元亀元年中に死去しているので(上杉家文書、『新潟県史』資料編3中世一文書番号一〇二二号)、(1)の場合が成り立ち、永禄十二年とするよりは元亀元年に比定するのが妥当であろう。

ただ妹尾三河守に関する史料は管見のところこの一点のみで、今後検討を要すると思われる。

(58) No.40。

(59) 小野寺文書、『群』二九一七。

(60) No.32に「上野中務者帰候間、一筆申遣候」とみえることから、上野家成は沼田に在番していたことがわかる。

(61) No.九・十は、黒田基樹氏の御教示による。

(62) No.24・36は、黒田基樹氏の御教示による。

(付記) 本稿は、一九八八年度駒沢大学文学部の杉山博先生に提出した卒業論文の一部を修正したものであり、一九九二年度駒沢史学会の大会にて報告をさせていただいた際に御教示を得た点を加筆した。